

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、契約を締結する前に知っていただきたい内容についてご説明します。ご不明な点などありましたら、遠慮なくご質問ください。

1. 介護予防サービスの介護予防・日常生活支援総合事業について

1) サービスの利用対象者

平成27年4月の介護保険制度改正により、サービスを利用するにあたり基本チェックリストによる方法と、要介護認定申請の2つの方法があります。あなたは、今回の申請では、(事業対象者・要支援1・要支援2)の結果が出ました。

2) 利用できるサービス

従来の「介護予防サービス」に変わって、自立する目的で創設された「介護予防サービス」と「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下総合事業という)が受けられます。

◎介護予防サービス【要支援1・2と認定を受けた方】

【訪問型サービス】

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 介護予防訪問入浴介護 | ② 介護予防訪問看護 |
| ③ 介護予防訪問リハビリテーション | ④ 介護予防居宅療養管理指導 |

【通所型サービス】

- ⑤ 介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- | | |
|----------------|----------------|
| ⑥ 介護予防短期入所生活介護 | ⑦ 介護予防短期入所療養介護 |
|----------------|----------------|

【居住系サービス】

- ⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護

【福祉用具】

- | | |
|--------------|----------------|
| ⑨ 介護予防福祉用具貸与 | ⑩ 特定介護予防福祉用具販売 |
|--------------|----------------|

【地域密着型サービス】

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ⑪ 介護予防認知症対応型通所介護 | ⑫ 介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| ⑬ 介護予防認知症対応型共同生活介護 | |

【住宅改修】

- ・改修の内容(便器を和式から洋式へ・手すりの取り付け・段差解消・すべり止め防止床材変更・引き戸等への扉の変更)
- 工事費の20万円までについて、7割～9割の助成あり

◎総合事業【要支援１・２と認定を受けた方、基本チェックリストで事業対象者となった方】

【訪問型サービス】

- ① 現行相当訪問型サービス ② 訪問型サービス A
- ③ 短期集中訪問型サービス C

【通所型サービス】

- ① 現行相当通所型サービス ② 通所型サービス A
- ③ 短期集中通所型サービス C

3) 「介護予防サービス・支援計画」の作成

介護予防サービス・総合事業サービスを利用するにあたっては、「介護予防サービス・支援計画」の作成を行う必要があります。これらは、「地域包括支援センター」または、地域包括支援センターが委託した「居宅介護支援事業者」（以下「委託事業者」という）が利用者や家族等の意向を確認しながら作成することになります。

4) 介護予防サービスのご利用にあたってのご注意

①サービスの利用期間

介護予防サービス・支援計画に基づいて一定期間（３ヶ月・６ヶ月）利用した後に評価を行います。総合事業の利用者は終了することもあります。その後は地域の多様なサービスへ移行しますが目標が未達成の場合継続することもあります。

②地域ケア会議について

出来るだけ要介護状態にならないで、自立した日常生活を送るために地域ケア会議を開催します。多くの専門職から、アドバイスをいただきますので会議で状況をお知らせします。

③住宅改修について

住宅改修を行う場合は、担当ケアマネジャーにご相談ください。専門職が体の動きに合わせて、改修箇所を決めます。

④介護予防福祉用具の貸与について

平成１８年３月までは、要介護認定区分に関わらず、同様にサービスの利用が認められていましたが、平成１８年４月の介護保険制度改正に伴い、「**要支援１**」「**要支援２**」「**要介護１**」の方については、一定の例外となる者（※注２）を除いて、下記の福祉用具が保険給付の対象外となりますが、一定の例外で利用できる場合があります。その場合、福祉用具貸与可否検討会議を開催します。

《介護予防福祉用具の貸与の対象外となる福祉用具》

- | | |
|------------------|-------------|
| ■介護用の特殊寝台(付属品含む) | ■車いす(付属品含む) |
| ■床ずれ防止用具と体位変換器 | ■認知症老人徘徊感知器 |
| ■移動用リフト | |

(※注2) 一定の例外となる者の例

【特殊寝台の場合：「日常的に起き上がりが困難な者」「日常的に寝返りが困難な者」など】

⑤その他

その他利用にあたって、ご不明な点などありましたら、遠慮なくご質問ください。

2. 竹田市内を担当する地域包括支援センター（長寿支援センターつるかめ）

（H18年4月1日開設）

事業者	法人名	社会福祉法人 竹田市社会福祉協議会		
	設立年月日	平成17年4月1日		
	法人代表者	会長 木部 眞里子		
	所在地 （連絡先）	大分県竹田市大字会々1650番地 （TEL 63-1544 FAX 63-1050）		
	事業内容	①地域福祉に関する事業 ②介護保険に関する事業（居宅介護支援・訪問介護等） ③竹田市から受託した事業 ④総合相談事業 ⑤日常生活自立支援事業 ⑥ボランティア活動の振興 ⑦その他		
事業所	センター名称	竹田市地域包括支援センター （長寿支援センターつるかめ）		
	管理者	センター長 赤木 美穂		
	所在地 （連絡先）	大分県竹田市大字会々1650番地 （TEL 64-0310 FAX 63-1050） （夜間・休日対応 090-4489-2454）		
	事業目的	市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること（法第115条46第1項）を目的とする。		
	運営方針	設置目的と、基本機能に即し、「公益性」「地域性」「協働性」の3つの基本的な視点に立脚した運営を行います。		
	営業日	平日の月曜日から土曜日 （祝祭日及び12/29～1/3は休業します。）	営業時間	8時30分～ 17時00分まで
	事業実施地域	竹田市に住民票がある方を対象とします。		
	職員体制	職 種	職 務 内 容	
		管理者（1名）	業務統括・苦情相談・事務	
		保健師・看護師（常勤1名以上）	第1号介護予防支援業務・認知症事業	
		社会福祉士（常勤1名以上）	総合相談支援・権利擁護業務	
		主任介護支援専門員（常勤1名以上）	包括的・継続的ケアマネジメント 地域ケア会議	
		介護支援専門員（数名）	介護予防サービス・支援計画	
		事務員（数名）	事務	

3. 介護予防支援(介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント等)を委託する事業者

事業者の名称	竹田市地域包括支援センター	指定事業所番号	4400800019
代表者名	管理者 赤木 美穂		
所在地 (連絡先)	竹田市大字会々1650 番地 (Tel 0974 - 64 - 0310)		

4. 介護予防支援を提供する事業所

法人名		法人代表者名	
事業所の名称		指定事業所番号	(年 月 日指定)
代表者名			
所在地 (連絡先)	(Tel - -)		
担当者名			
営業日		営業時間	

5. 介護予防支援の内容および利用料等

通常の場合、介護予防支援・介護予防マネジメントについては、介護保険から全額が給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

介護予防支援の内容	1ヶ月当たりの介護予防支援費
①介護予防サービス・支援計画作成の支援	介護予防支援費（基本） ■基本単価 4,420円/月 ■初回加算 （新規の初回のみ）の加算額 3,000円/月 ■委託連携加算 （委託する初回のみ）の加算額 3,000円/月 （その他） 介護予防ケアマネジメントの種類によって変更あり
②介護予防サービス事業者との連絡調整	
③地域ケア会議の参加	
④サービス実施状況の把握、評価	
⑤卒業後のサービスの調整支援	
⑥利用者状況の把握	
⑦介護予防サービス・支援計画変更の支援	
⑧給付管理	
⑨相談業務	
⑩必要と認めた場合の施設入所への支援	
⑪要介護認定等の申請に対する協力・援助 （更新・認定区分変更の代行申請）	

【ご注意】介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を竹田市の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。

6. 利用者の居宅への訪問

地域包括支援センターの介護支援専門員等専門職（または、委託事業者の介護支援専門員）が、利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3ヶ月に1回となります。

ただし、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の遂行に不可欠と認められる場合で、利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問します。

7. 家族等への連絡

希望される場合は、利用者に連絡するのと同様の通知を、家族等へも行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に、事故発生や利用者の体調悪化等があった場合には、事前の打合せにより、家族や医師、救急隊等への連絡を行い、必要な処置を講じます。

9. サービス提供記録及び書類の保管

サービス提供に際して作成した記録及び書類を、契約満了日若しくはサービス提供完了日から換算して5年間保存します。希望される場合は、記録の閲覧及び写しの交付が本人及び家族に限り可能です。

10. 医療機関との連携

- 1) 入退院した場合は、必ずケアマネジャーの名前を伝えてください。
- 2) 必要に応じて、かかりつけ医師や歯科医師の意見をもらいます。その場合「介護予防サービス・支援計画書」を渡します。
- 3) 口腔や服薬の状況について、かかりつけ医師、歯科医師、薬剤師と連絡を取ることがあります。

11. サービス利用に関する留意事項

1) サービスの委託

原則として地域包括支援センターにおいて介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行います。一部「指定居宅介護支援事業所」に委託する場合があります。

2) サービス提供を行う担当者の決定

サービス提供時に、担当の「地域包括支援センター」の介護支援専門員等または、「委託事業者」の介護支援専門員を決定します。担当者は、身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時には、提示を行います。

3) 担当者の変更

「地域包括支援センター」及び「委託事業者」の都合により、担当者を変更する場合があります。担当者の変更をする場合は、利用者に対して、サービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。

担当者の変更を希望する場合には、当該担当者が業務上不適当と認められる事情、その他変更を希望する理由を明らかにして、担当者の変更を申し出ることができます。

4) 利用するサービス事業所について

計画に位置付ける指定居宅サービス事業所・総合事業事業所を選定するにあたり、本人や家族が担当者に対して複数の指定居宅サービス事業所・総合事業事業所について、紹介するよう求めることができます。また、選定した理由についても説明を求めることができます。

5) 評価

サービスの利用は、サービスの種別によって3ヶ月または6ヶ月と一定期間利用した後体力測定等の評価を行います。総合事業の利用者はサービスの利用を終了することもあります。その後は、地域の多様なサービスを利用していただくこととなります。状態が変わらない場合は継続となることもあります。

6) 契約の更新

契約の有効期間は、契約締結の日から、利用者の要支援認定の有効期間の満了日までですが、**契約満了の7日前まで**に、利用者から契約の更新拒否の申し出がない場合には、本契約を同一内容で自動的に更新することとし、以降も同様とします。

7) 契約の満了

契約の有効期間中は、特別な事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、契約は満了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②利用者の心身の状況が「自立」又は「要介護」と判定された場合
- ③利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ④利用者が転出し、本市の被保険者でなくなった場合
- ⑤利用者から契約解除の申し出があった場合（※注3）
- ⑥地域包括支援センターが契約解除を行った場合（※注4）

（※注3）

契約解除の申し出は、**7日以上**の予告期間をもって届け出ることとし、予告期間の満了日に契約が解除されます。

但し、以下の事項に該当する場合は、直ちに契約を解除することができます。

- ①「地域包括支援センター」及び「委託事業者」が、正当な理由なくサービスの提供を怠った場合
- ②「地域包括支援センター」及び「委託事業者」が、守秘義務及び、個人情報の保護に違反した場合
- ③「地域包括支援センター」がやむを得ない事情により、事業を継続することができなくなった場合

（※注4）

「地域包括支援センター」は、利用者が信頼関係を損なう行為等をし、かつ、改善の見込みがないと認めた場合は、契約の目的を達成することが不可能と判断し、**7日以上**の予告期間をもって、利用者との契約を解除できることとします。

1 2. 虐待の防止

「委託事業者」は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	赤木 美穂
-------------	-------

2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

1 3. 秘密の保持と個人情報の保護

1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

「地域包括支援センター」及び「委託事業者」は、介護保険法の規定に基づき、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

2) 個人情報の保護

「地域包括支援センター」及び「委託事業者」は、利用者からあらかじめ文書での同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いませぬ。個人情報を用いる場合も、介護予防サービスの円滑な提供に必要な最小限度のものとしす。なお、同意書の有効期限については、契約期間と同一としす。

「地域包括支援センター」及び「委託事業者」は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしす。

1 4. 損害賠償

「地域包括支援センター」及び「委託事業者」は、サービスの提供にあたり、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様としす。ただし、利用者又は利用者の家族に故意又は重大な過失がある場合は、賠償額の全部又は一部を減額することができます。

15. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務に関する相談・苦情の受付

【竹田市地域包括支援センター】 (長寿支援センターつるかめ)	所在地 竹田市大字会々1650 番地 電話番号 64-0310 FAX 番号 63-1050 受付時間 月～土/8:30～17:00 (祝祭日及び 12/29～1/3 除く) 夜間受付 090-4489-2454
【委託事業者の窓口】	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間
【市町村の窓口】 竹田市 高齢者福祉課 介護保険係	所在地 竹田市大字会々1650 番地 電話番号 63-1111(内138・132) FAX 番号 64-0133 受付時間 月～金/8:30～17:00 (祝祭日及び 12/29～1/3 除く)
【公的団体の窓口】 大分県国民健康保険団体連合会	所在地 大分県大分市大手町2丁目3番地12号 電話番号 097-534-8470 FAX 番号 097-537-8650 受付時間 月～金/8:30～17:15 (祝祭日及び 12/29～1/3 除く)